

「支援を必要とする方」の保護者の皆様へ

姫路市地域自立支援協議会こども部会

お子様に関する情報を共有しませんか

保護者が作成

サポートファイル、サポートブック「あしあと」

※成育歴、支援履歴等を分かりやすくまとめたものです

※サポートブックを作成しておくことで、「成育歴などいつも同じことを聴かれる」「子どもの状況をうまく説明できない」ことが少なくなります

保育園、こども園 学校園が作成

個別の教育支援計画

※合理的配慮や福祉の関係機関との連携などについて、保護者の意見を聴いて学校園が中心となって作成します

※進学先や転学先だけでなく、学校園を卒業しても引き継ぐことができます

事業者が作成

個別支援計画

※障害福祉サービス事業者等が作成します

サービス等利用計画（障害児支援利用計画）

※相談支援事業所の相談支援専門員が作成します

※利用者や保護者に必ず交付されます

※子どもの発達状況や保護者の困りごとに対する支援について書かれたものです



個に応じた総合的な支援計画

現状・課題

- 「支援を必要とする方」の状況を示す資料は、様々なものがあります。（上記は一例です）
- 学校園や障害福祉サービス等事業者が作成する資料は、個人情報が入っていますので、保護者の了解なく支援機関で情報を共有できません。個人情報の共有、提供には、必ず保護者の同意が必要になります。
- 各機関では、文書・資料の「保存期間」があります。後で過去の資料が必要になっても、資料が無い場合がほとんどです！

保護者の皆様にしていただくこと

- 上記に示すような資料を残しておいてください。 例）A4 ファイルに綴っていくことをお勧めします
- 支援機関がかわった時や資料の提供を求められた場合に、お持ちの資料を提供してください。



残しておくメリット

- 支援機関がかわっても、持っている資料を見せることで、一貫した支援を受けることができます。
- 成育歴など、「いつも同じことを聴かれる」ことが少なくなり、負担軽減につながります。
- 「子どもの状況や必要な支援を学校園や支援機関にうまく説明できない」ことが少なくなります。

残しておかないと、こんなことが起こる場合も・・・

- 支援機関ごとに支援の方向性が違い、一貫した支援が受けにくくなります。
- 大人になって療育手帳を取得する場合や障害年金を申請する場合、18歳未満の状況資料を求められる場合があります。

その他、残しておいた方が良いもの

- 医師による診断書、意見書等の写し（コピー） → 原本を提出すると、手元に無くなります
- 母子健康手帳
- 発達検査の結果